

使用上の注意

本様式は、自動車の使用者に義務付けられている道路運送車両法第47条の2に基づく自動車点検基準第1条及び別表第1に規定されている日常点検基準をもとに、効率的かつ確実に点検を実施できるとともに、その効果があがるよう、車両の使用状態等を加味し、わかりやすく使いやすいように作成したものです。

1. 点検要領

- (1)点検は、1日1回その運行の乗務開始前に必ず行うこと。
- (2)点検に先立ち、前日の運行間に異状があったか又は修理等があったかどうかの処置の確認をすること。
- (3)点検は、下図の点検順序(矢じるし)に従い、日常点検表(白色紙)を用いて行うこと。
- (4)点検の結果、良はレ印、否は×印を確実に記入すること。
- (5)点検終了後は、整備管理者(又は補助者)に点検結果を報告し、運行の可否の決定を受け、その結果を、点呼の際、運行管理者に報告すること。

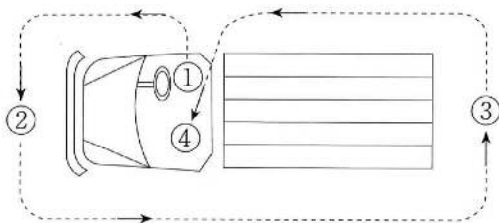
2. 異状時の処置と記録

- (1)点検時において、異状箇所を発見した場合は、直ちに整備管理者(又は補助者)に報告し、修理を必ず受けること。修理完了後、その箇所及び処置を記録表(黄色紙)に記載すること。
- (2)前日の異状箇所の処理については、点検時に必ず確認し、異状箇所のなかった場合も、その旨をチェックすること。
- (3)運行中に異状が発生した場合は、直ちに運行を中止し、整備管理者等に連絡するとともに、その指示に従うこと。(故障車両は、絶対に運行しないこと。)

3. 乗務の引継ぎ

乗務を引継ぐときは、車両の状態について、交替する運転者に通告するとともに、乗務するときには、当該車両のかじ取り装置、制動装置、その他重要な部分の機能について点検をすること。

日常点検の順序



日常点検表における太文字の点検項目は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検して下さい。

●トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、運行状況により適切な時期にブレーキ・チャンバのロッドのストロークと、ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間について、次の点検をします。

- ①ブレーキ・ドラムとライニングのすき間が手動調整方式のものにあっては、規定の空気圧の状態、ブレーキ・ペダルを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検します。
- ②フル・エア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、規定の空気圧の状態、作業の補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・チャンバのロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。

日常点検結果の報告(確認)

点検終了後は、整備管理者又は補助者に点検結果を報告し、運行の可否の決定を受けなければなりません。

なお、補助者が点検結果を確認した場合は、あとで整備管理者が確認することが義務づけられています。

日常点検表 (年 月)

登録番号
又は車番

点検項目・点検内容	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
運 転 者 の 点 検	エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態															
	ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合															
	駐車ブレーキ・レバーの引きしろ(踏みしろ)															
	空気圧力計の上がり具合															
	ブレーキ・バルブの排気音															
	方向指示器の点滅具合															
	ブレーキ・オイルのリザーバ・タンクの液量															
	ウインドウォッシャの液量、噴射状態															
	ワイパーの拭き取り状態															
	ラジエータの冷却水の量															
車 両 の 点 検	ファン・ベルトの張り具合、損傷															
	エンジン・オイルの液量、液漏れ															
	バッテリーの液量															
	前照灯、方向指示器、車幅灯、非常点滅灯、 その他灯火の点灯、点滅具合															
	灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況(前部)															
	タイヤの空気圧、異状摩耗、亀裂、損傷															
	タイヤの溝の深さ															
	冬用タイヤのプラットホームの露出の有無															
	★ ディスク・ホイールの取付状態 <small>ホイール・ホルムの損傷・不揃い、ホイール・ナットの の緩み・脱着、ホイール・ホルム付近のサビ汁</small>	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	エア・タンク内の凝水															
そ の 他	(ブレーキ・ペダルの踏みしろ、効き具合) ブレーキ・チャンバのロッドのストローク ドラムとライニングのすき間															
	番号灯、方向指示器、尾灯、制動灯、後退灯、 非常点滅灯、その他灯火の点灯、点滅具合															
	灯火類のレンズ、反射器の 汚れ、変色、損傷状況(後部)															
	座席(シートベルト)の装着状況															
	工具、スベア・タイヤの固定状況															
	非常信号用具、停止表示器材、車検証、 自賠責保険証、点検整備記録簿の車載状況															
	チャート紙の装着状況															
	点検実施者(運転者)															
	前日における異状箇所の処置状況の確認															
	当日の不具合箇所の処置状況の確認															
整備管理者 (又は補助者) 印																

©禁複製 運輸文研社 〇三三六六〇二九一

注1: 点検の結果、点検良は「レ」印を、点検否は「×」印を記入する。
 注2: 着色部位の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
 注3: 斜体文字(★印)部位の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
 注4: 太文字部位は、トラック・バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車の点検項目及び点検内容を示す。
 おことわり: この点検表は自主点検項目が加味されております。 商品コード: 206 (貨物・バス用)